

# 2023年度第1回明石市文化財保護審議会次第

日時：2023年（令和5年）8月16日（水）午後2時～3時30分

場所：明石市立文化博物館 2階大会議室

## 1. 開会

- (1) 委嘱状交付
  
- (2) 会長・副会長の選出

## 2. 議事

- (1) 指定文化財の指定について（継続審議）
  - ・旧大久保本陣母屋（西光寺庫裏）
  
- (2) 明石市文化財保存活用地域計画事業について（報告）
  - ・2022年度の事業報告
  - ・2023年度の事業予定
  
- (3) 文化財標柱の設置について（報告）
  
- (4) 2022年度埋蔵文化財発掘調査事業について（報告）
  - ・東野町遺跡（第5地点）
  - ・清水西遺跡
  
- (5) 魚住文化財収蔵庫の展示公開について（報告）
  
- (6) その他

## 3. 閉会

## (1) 市指定文化財の指定について（継続審議）

西光寺庫裏（旧大久保本陣母屋）について

所在 明石市大久保町西脇

由来

西光寺の庫裏は、明治45年（1912）に旧大久保本陣の母屋を当時250円で買って、移築したものと伝わる。

本陣は、宿場の中でも大名・公家・旗本・幕府役人などの特権階級のための宿泊施設で、<sup>もんがまえ</sup>門構・玄関・書院造りの上段の間などが設けられている。

明石には、大蔵谷、大久保、長池に本陣があったとされる。大久保本陣は、万治2年（1659）～延宝7年（1679）の記録に「本陣 安藤助大夫」とあり、現在の安藤氏宅に本陣にかかる文書とともにその跡地が残されている。

明治3年（1870）に本陣や脇本陣が廃止され、本陣は一時村役場になったが、次第に廃れ、明治45年に、門を東東光寺に、母屋を西脇の西光寺に移築した。

母屋の建物は、<sup>はりま</sup>梁間12.75m、<sup>けたゆき</sup>桁行12.70mである。土間、次の間、上段の間からなり、上段の間には床と違い棚が付く。

上段の間は12畳半あり、8～10畳の上段の間が通常であるが、それよりも大きく、<sup>らんま</sup>欄間の格子も武家が好みそうな意匠とされている。

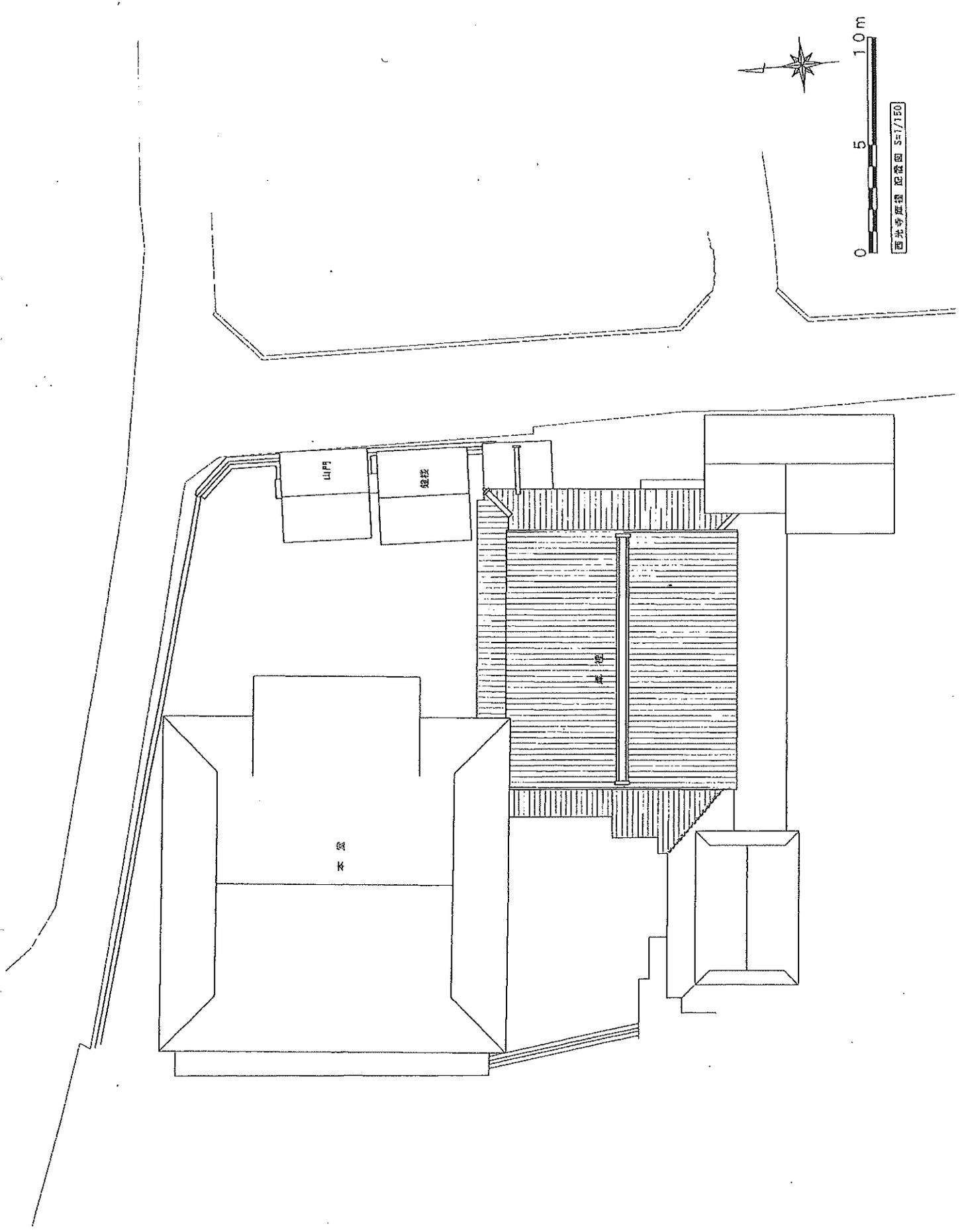
その他の部分は改変を受けており、上段の間も次の間と面を一にするため、柱を切り下げた痕跡もあり、また、補強材を設けるなどの改装がある。

その後の経緯

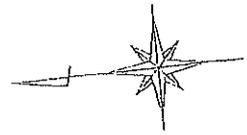
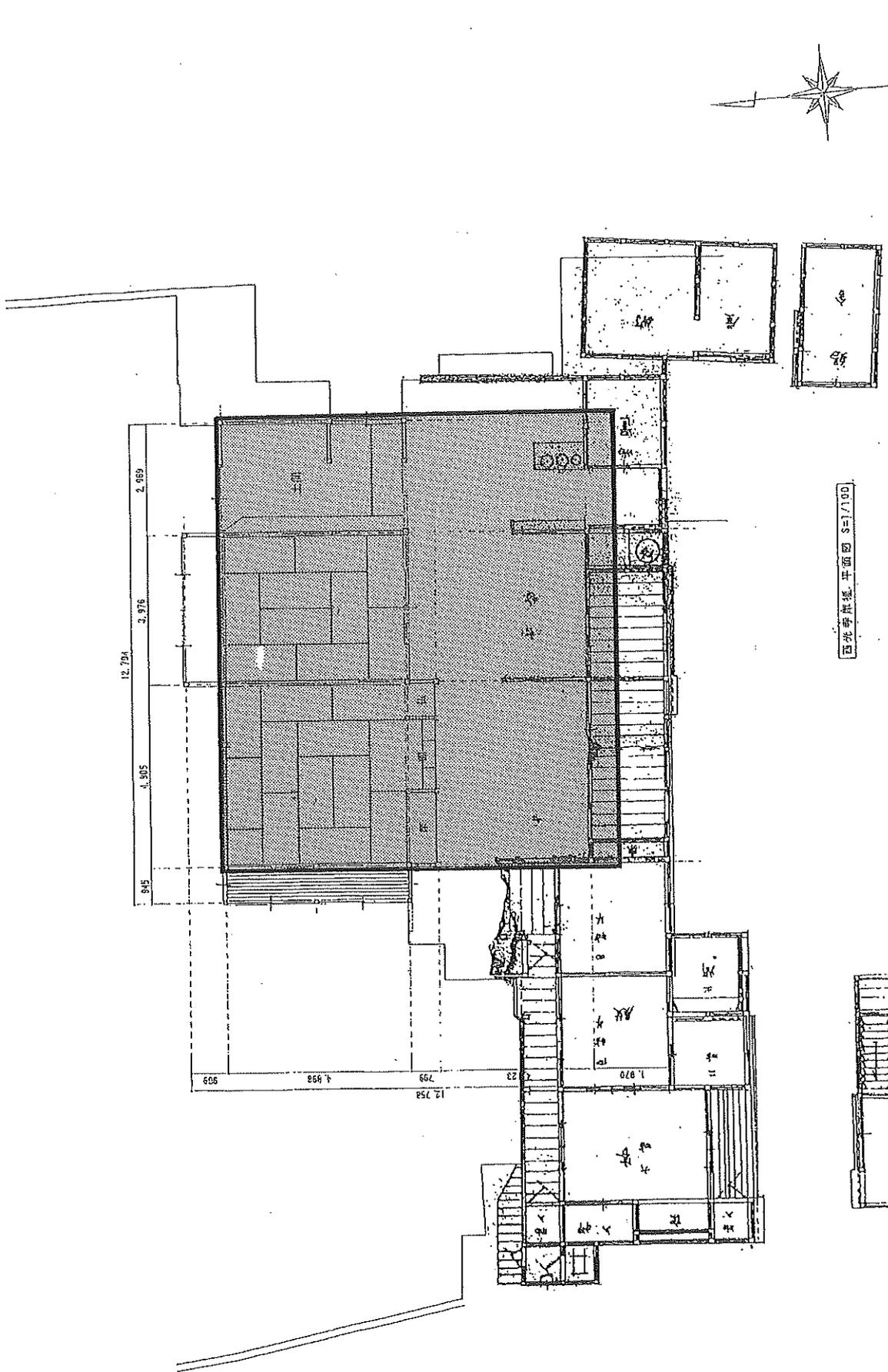
住職に図面以外に残された資料があるかどうかの確認を行ったが、提示した以外に資料はないとのことであった。

長池、大蔵谷本陣の間取り図から、上段の間から庭を見る構造になっていたとも推定できる。

また、専門家による再調査については、住職側は9月以降にしてほしいとのことで、日程調整のうえ、天井裏等の再調査予定。

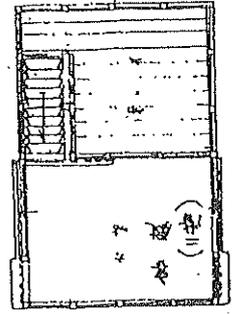


0 5 1.0 m  
西北寺跡遺 配設圖 S=1/150



西条寺麻屋 平面図 S=1/100

北	東	南	西
北	東	南	西
北	東	南	西
北	東	南	西





西光寺山門



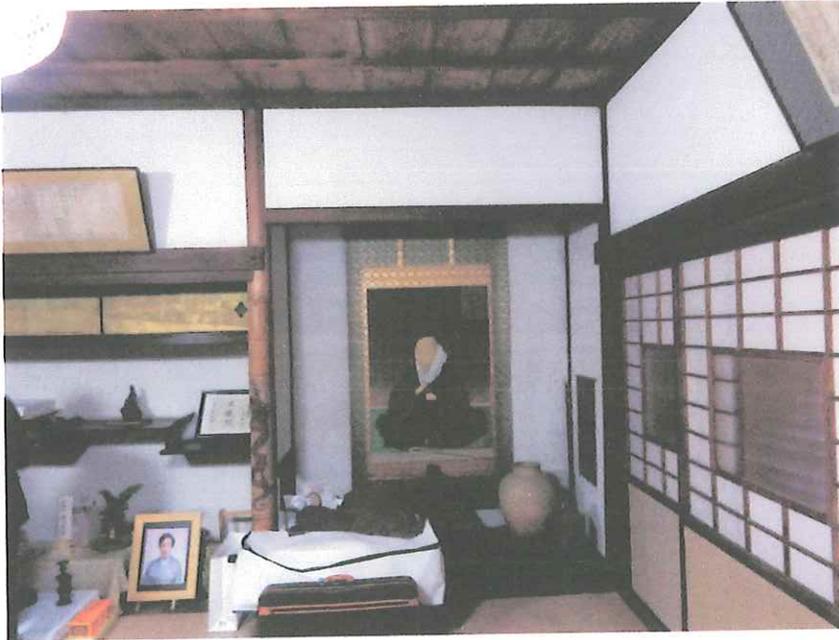
西光寺庫裏



西光寺庫裏



西光寺庫裏

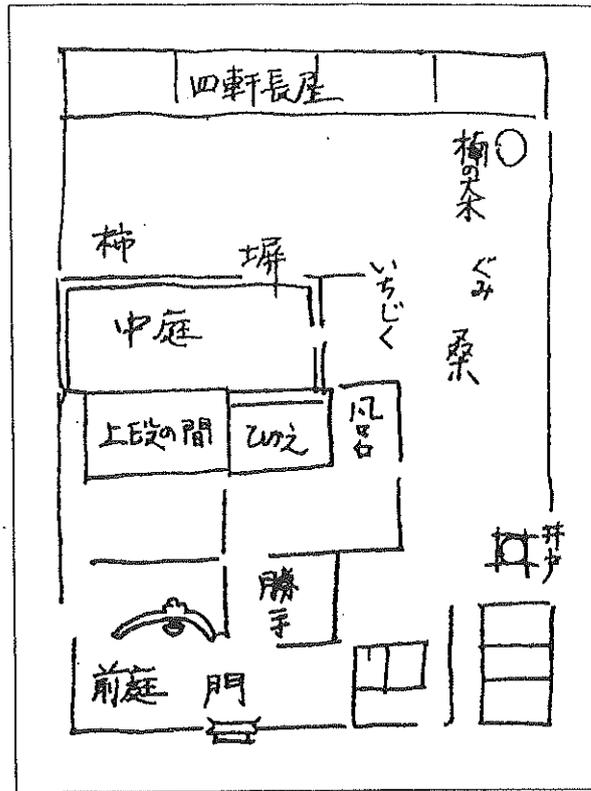


西光寺上段の間

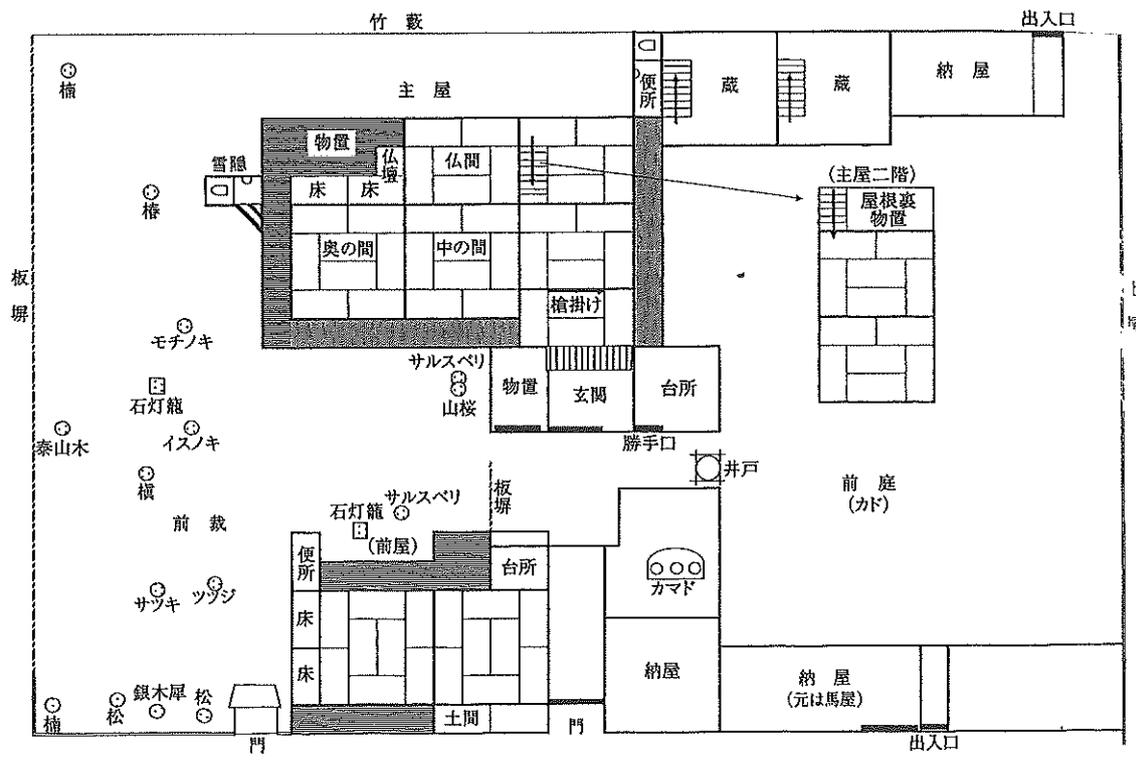


西光寺欄間

<参考> 大蔵谷本陣と長池本陣の見取り図



本陣龍宮屋間取図



西国街道  
長池本陣平面図

## 今後の指定候補物件

### 1. 赤根川金ヶ崎窯出土 <sup>かくはいがた</sup>角杯形土器

時代 古墳時代後期（6世紀前半）

状態 口径9cm、長さ23cm  
須恵器製で、粘土紐を巻き上げて成形し、外面はヘラなどによって調整されている。

評価 赤根川金ヶ崎窯跡は、市内最古の窯跡であり、そこでは須恵器を焼成していた。とりわけ、角杯形土器は国内でも20数例しか出土例のない特殊な土器であり、窯跡からの出土としては福井県の興道寺窯跡<sup>こうどうじ</sup>の出土例とこの明石の出土例の2例しかない。朝鮮半島の新羅地方で多く見つかっている土器で、日本には6世紀前半に伝わってきた。近畿地方の周辺部における文化の伝播のあり方を知る上でも貴重な資料である。

### 2. 稲爪神社所蔵 太鼓

時代 江戸時代中期

状態 胴長75cm、胴径80cm、鏡面径68cm

胴体<sup>けやき</sup>櫨製。胴体に4つの環が付く。  
胴部内太鼓皮貼り替え時の墨書銘あり。  
最も古いもので、天明8年（1788）の銘あり。

評価 江戸時代中期に発祥した布団太鼓に伴う鳴太鼓<sup>なりだいこ</sup>として、その由来等が明らかであり、城下で行われていた江戸時代の祭りの様相の一端を示すものとして貴重である。

1. 赤根川金ヶ崎出土一角杯形土器



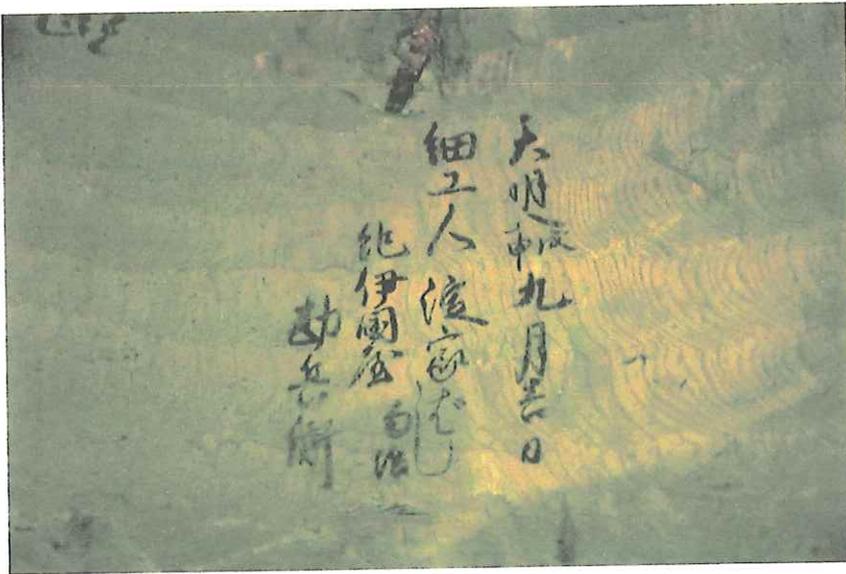
角杯形土器



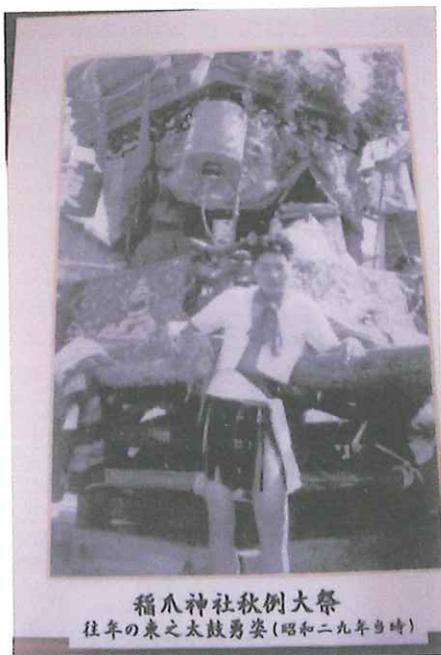
2. 稲爪神社所蔵太鼓



稲爪神社太鼓



太鼓胴内墨書



稲爪神社太鼓

秋祭りの主役、布団太鼓を調査・記録する市民グループ「明石の布団太鼓プロジェクト」の藤本庸文代表(73)＝明石市西新町1＝が、現在は焼却された稲爪神社(同市大蔵本町)の布団太鼓について地元の高齢者に聞き取り

をした。現存するもので市内最古の穂蓼八幡神社(同市大蔵八幡町)の物より大きく、戦前に造られた中では市内で最大とみられることが分かった。(松本寿美子)

## 焼却された稲爪神社の布団太鼓

# 戦前建造で最大の可能性



①稲爪神社の拝殿に保存されているケヤキ製の鳴り太鼓のそばで話す池田義雄さん(右)と藤本庸文さん＝明石市大蔵本町  
②池田さんが1980年ごろ作った稲爪神社の布団太鼓模型。豪華に見えるよう細部は変えているという

### 市民グループの藤本代表が市内調査

布団太鼓は江戸中期に発祥し、江戸後期に普及したとされる。明石では大半が3重布団だったのに対し、1940年まで使われた稲爪神社の布団太鼓は従来の調査で、穂蓼八幡と同様、豪華な5重布団だったことなどが分かっていった。

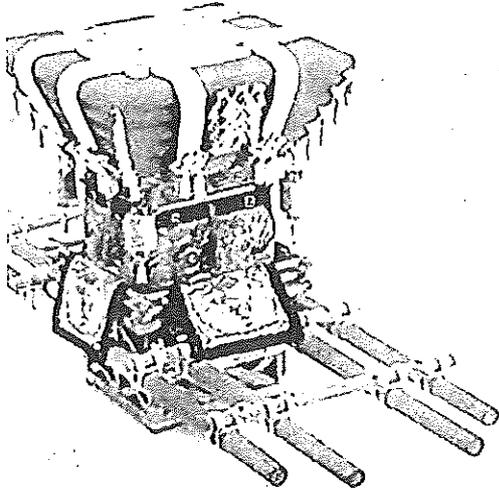
同市大蔵中町の池田義雄さん(96)は少年時代、祭礼巡行で両神社の布団太鼓が並ぶ光景を見て「稲爪のほうが一回り大きかった」と振り返る。稲爪にのみ布団下部の狭間彫刻があったという。今も保存される鳴り太鼓の鏡面も直径が2尺2寸(約70センチ)と穂蓼八幡の2尺(約60センチ)より大きく、本体も大きかったことは想像できたが、藤本さんは「実際に証言を得られてはっ

## 高齢者への聞き取りで判明

きりした」と語る。

布団太鼓は裕福な地域では新調され、中古品は周辺地域に売り払われたが、現存する穂蓼八幡のものは城下町から買われたものと伝わり、藤本さんは「稲爪は明石城主との関わりが深く、拝領されたのではないか」と推測する。

池田さんは「みんな畑仕事をしながら祭りの話ばかり。ほかに楽しみなかったから」と話し、布団締めや水引幕、昼提灯、高欄掛け、鳴り太鼓を置く土呂台についても詳細に語る。藤本さんは「こんなはつきり覚えている人はいない。ぼんやりしていた全体の構造が分かり、とても貴重。聞き取りを続けたい」と喜ぶ。



太鼓胴内墨書銘

1788年

天明八戌申九月吉日

細工人 淀屋ばし南詰 紀伊国屋 勘兵衛

1813年

文化十年 酉 八月吉日

はりかへ人 長九郎

池野村 請人 橋左衛門

1826年

文政九年 戌 八月吉日

細工人 池野村 九郎右衛門

請人 橋 左衛門

1856年

安政三年 辰 八月吉日

細工人 池野村 橋本屋 喜市郎

1876年

明治九年 子 九月吉日

細工人 池ノ村 橋本喜平

1886年

明治十九年 八月九日

太鼓 細工人 上池村

□年

明治□年 十月□日

細工人 上池村 橋本喜兵衛

1925年

大正拾四年 九月廿八日 張替人 橋□

(2) 明石市文化財保存活用地域計画事業について

2022年度の事業報告

・重点区域における取組

**重2** 明石市立文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催

- 6月 「明石の木造船」  
出口晶子先生講演
- 9月 「明石藩の世界展―漁業の利用 水・耕地の利用―」  
加藤明恵先生、加納亜由子氏講演
- 11月 「発掘された明石の歴史展―明石の墓と祭祀―」  
春成秀爾先生、片山一道先生、高橋明裕先生講演

**重3** ボランティアガイド等と共にめぐるまち歩きの開催

- 11月 明石城から旧波門崎燈籠堂までの文化財ウォーク
- 3月 ウォーキングマップの作成

**重7** 城下に残る建造物の保存

- 12月 材木町に残る安藤家調査

**重8** まちの歴史を知る銘板・サイン等の設置

- 10月 波門崎燈籠堂の看板設置

**重11** 中崎公会堂の活用の推進

- 3月 明石市指定文化財に指定

**重12** 織田家史料の展示・公開

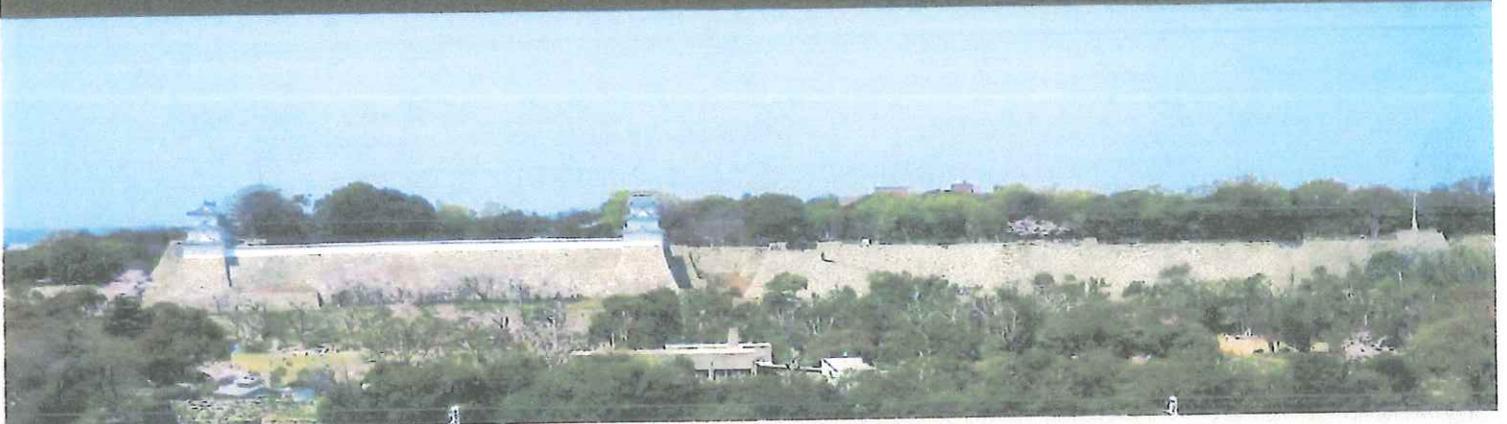
- 11月 博物館の企画展「発掘された明石の歴史展」での資料展示

**重14** 明石市文化財保存活用協議会重点部会の組織化

- 11月 重点部会の開催（明石ヘリテージ、生船研究会、  
観光ボランティア、あかし市民図書館）

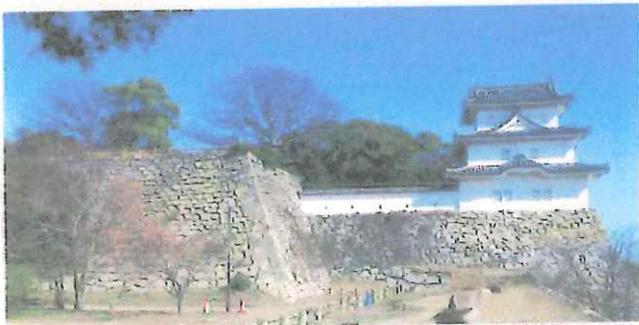
# あかし歴史のまち 「文化財ウォーク」

## 明石城から 旧波門崎燈籠堂までの 文化財をめぐる



明石城石垣全景(南面)

明石の町の基礎となった城下町。その城下町の中心部を「明石城本丸跡」から歴史のある町を歩いて、港の入り口にある「旧波門崎燈籠堂」まで訪ねてみましょう。



明石城天守台と坤櫓(西面)



旧波門崎燈籠堂

### 現在に息づく歴史ある町

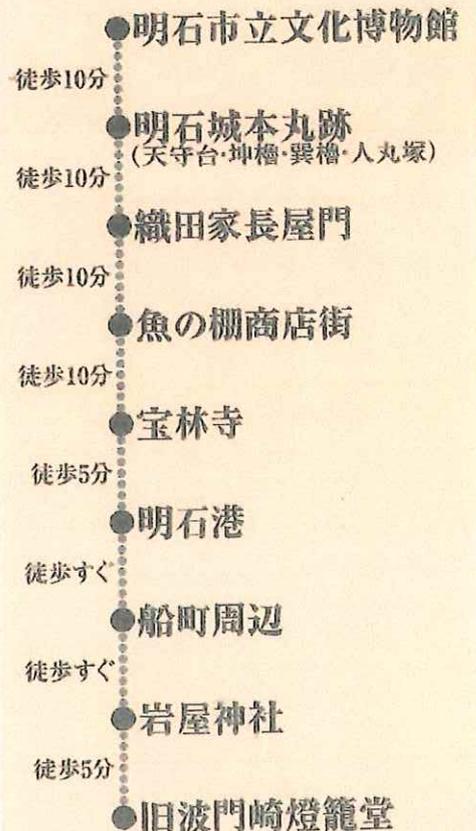


魚の棚商店街



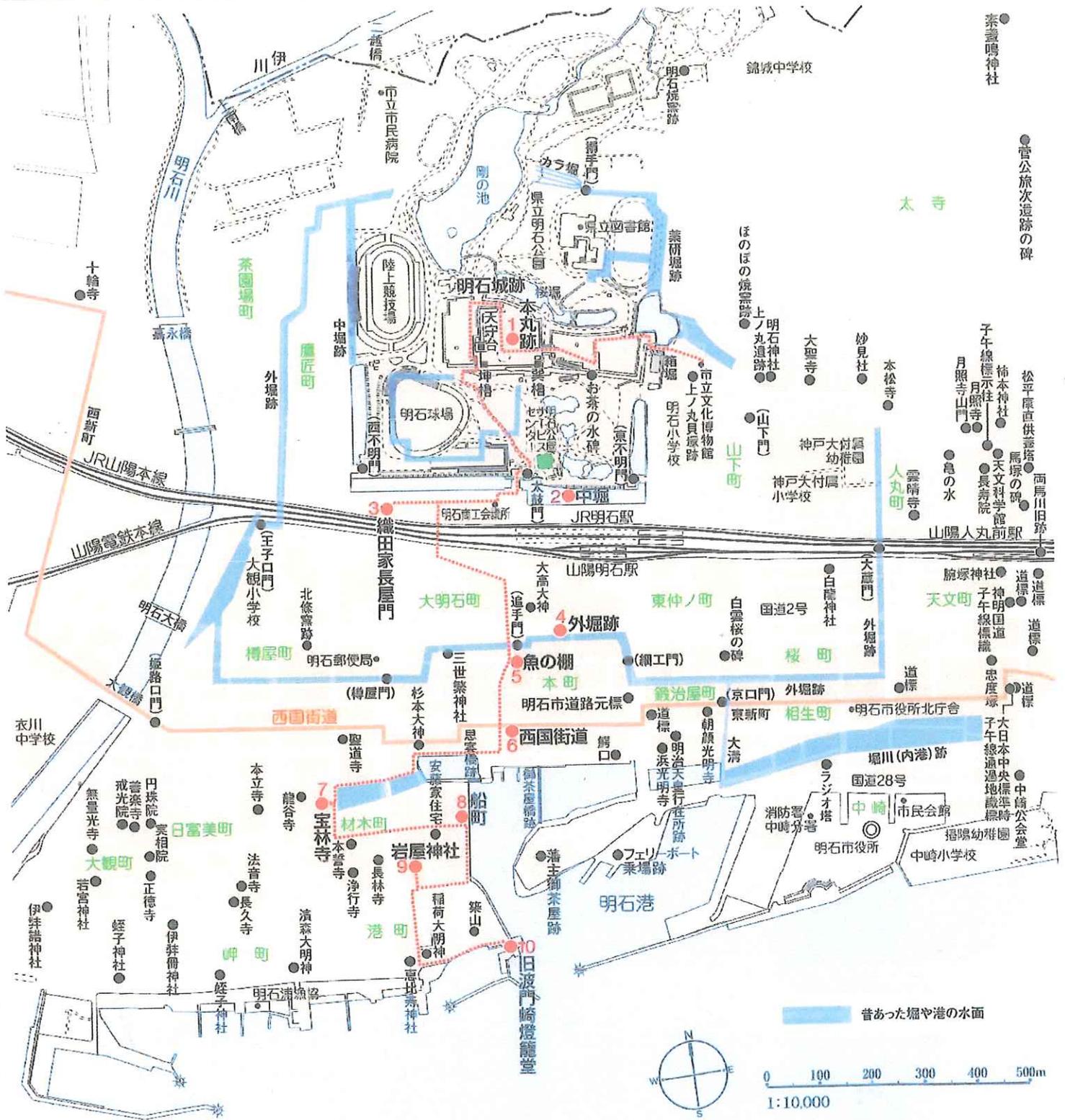
船町周辺

### モデルコース



協力 / 観光ボランティア  
ヘリテージ明石  
生船研究会  
あかし市民図書館

# 明石城～旧波門崎燈籠堂 文化財地図



## 明石城と城下町

元和3年(1617年)、徳川幕府2代将軍秀忠の命により小笠原忠政(のち忠貞)が明石へ入封し「明石藩」が誕生した。大坂夏の陣(1615年)により豊臣家は滅亡したが、徳川幕府にとっては旧豊臣方であった西国大名たちは大きな脅威であり、彼らに対する監視の役目として徳川家康ゆかりの重臣である本多家を姫路に配し、その後衛の明石に小笠原家を配置した。

小笠原忠政は、当初、明石川西岸の船上城に入ったが、翌年、新城の築城を命じられ、姫路藩主本多忠政と共に候補地を「人丸山」と定め、将軍秀忠の許可を得た。幕府より費用の援助と築城奉行が派遣され、城の主要部分である「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」の石垣・堀は幕府によって築かれた。屋敷などの建築や外堀・城下町・街道・港の整備は小笠原忠政が行った。

## 2023年度の事業予定

### ・重点区域における取組

#### 重2 明石市立文化博物館における歴史文化に関わる講座の開催

- 6月 「柿本人麿と明石展」  
冷泉為人先生、神道宗紀先生講演
- 9月 「明石藩の世界展—明石藩の懐事情—」  
加藤明恵先生講演
- 11月 「発掘された明石の歴史展—明石の古窯とやきもの・瓦—」  
春成秀爾先生、石田由紀子先生、高橋明裕先生講演

#### 重3 ボランティアガイド等と共にめぐるまち歩きの開催

- 11月 材木町安藤家から無量光寺までの文化財ウォーク
- 3月 ウォーキングマップの作成

#### 重8 まちの歴史を知る銘板・サイン等の設置

- 5月 中崎遊園地ラヂオ塔の看板設置
- 7月 魚住城跡の看板設置

#### 重10 明石歴史文化クリエイティブ事業の支援

- 明石市文化財保護事業補助金交付要綱改正
- 地域文化財総合活用推進事業申請、採択
- 明石市文化財活用推進実行委員会
  - ①明石市内の歴史遺産を調査し、街並み地域マップを作成する。
  - ②明石市内の歴史遺産を利用して、明石市の歴史文化遺産に関する展示会を行う。

#### 重12 織田家史料の展示・公開

- 6月 博物館の企画展「柿本人麿と明石展」での資料展示

#### 重13 オンライン配信等による歴史文化の情報発信

- 6月 博物館の企画展「柿本人麿と明石展」講演会をYouTubeで発信

#### 重14 明石市文化財保存活用協議会重点部会の組織化

- 11月 重点部会の開催（明石ヘリテージ、生船研究会、  
観光ボランティア、あかし市民図書館）

◎ 主として取組む  
○ 協力して取組む  
△ 一部を取組む

課題	保存と活用に関する課題	保存・活用に 関する 基本方針	事業名	取組み主体				事業計画期間				財源	指標	目録値	
				市民	専門家	団体	文化財 部局	行政 (国県 部局)	短期 3年	中期 5年	長期 10年				
課題1 歴史文化遺産を「知る」取り組みに関する課題		基本方針 1-1 歴史文化遺産の重要性を認識し、子どもをはじめ市民が育る歴史文化を身近に知ることにより、歴史文化遺産を継承する人づくりを進めるための方策の検討が必要とされる。													
課題2 人材育成に関する課題		・都市化による開発の進行などによりまちを劣化させている歴史の遺産を継承することが難しい場所もあるため、子どもをはじめ市民が育る歴史文化を身近に知ることにより、歴史文化遺産を継承する人づくりを進めるための方策の検討が必要とされる。													
課題3 保存に関する課題		・大蔵谷街道筋に築る神社や町屋の保存・活用を一度見直し、大蔵谷の町並み・歴史文化財である市街地や大蔵谷の町並みなどの保存・公開の推進を進めることが必要である。 ・明石市立文化博物館から明石城東ノ丸跡に至る箱庭・築垣垣跡などを含む東朝臣地域の樹林整備などの環境整備が求められる。 ・果敢町指定の本寺隆秀塔跡は本市の古来の歴史文化を顕す歴史文化遺産であり、その面影を広く継承するため、歴史文化遺産として保護することが必要とされる。 ・銀治屋町跡は、明石城下の商家として数少ない建築物が残されているが、取組んでいるが、取組が進展しているため、適切な保存の推進が必要である。													
課題4 活用に関する課題		・「南北交流軸」を内外に発信していく仕掛けづくりが必要である。 ・海に面した本市の歴史文化遺産と周辺自治体の歴史文化遺産を結ぶ海沿いのネットワークづくりが必要である。 ・民間企業や団体などによる歴史文化遺産を活用した新たな事業展開等への支援が必要とされる。 ・中崎公会堂の魅力を一層活用した取り組みが必要とされる。 ・明石市立天文科学館を中心としたオンライン・配信等による情報発信を推進、展開することが必要とされる。 ・武家屋敷の整備を推進する民間企業には、民間企業が保有しているが、史料調査の上、建物とともに展示・公開等の活用が求められる。													
課題5 体制づくりに関する課題		・行政、文化財所有者、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が連携して歴史文化遺産の保存・活用のため、民間企業などとの連携をより一層進めていくことが必要とされる。													
方針2 学校教育・生涯教育の場で歴史文化を扱う人づくりを進める		市史編さん事業の進捗と併せて重点区域に特化した歴史文化を解説する副読本を作成し、各校教員における歴史文化遺産を扱う次世代の人づくりを進める													
方針3 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する		大蔵谷街道筋に築る伝統的な建造物や市街地、獅子頭の保存・公開を進め、市民・行政と所有者との情報交換の場を構築する													
方針4 歴史文化を活かした愛着をもつ人づくりを進める		旧町並み等の歴史を知る銘板・サイン等の設置 海からの史跡めぐり周遊ルートづくりの検討 明石歴史文化クリエイティブ事業の支援 中崎公会堂の活用の推進 織田家史料の展示・公開 オンライン配信等による歴史文化の情報発信													
方針5 みんなで歴史文化のまちづくりを進める		協賛会に重点区域部会を設け、市民、文化財所有者、団体、専門家、行政が連携して歴史文化遺産の保存・活用のため、民間企業などとの連携をより一層進めていくことが必要とされる。													

# 地域文化財総合活用推進事業（地域のシンボル整備等）

## 背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画制度を創設。

本事業では文化財保存活用地域計画等を作成している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援するもの。

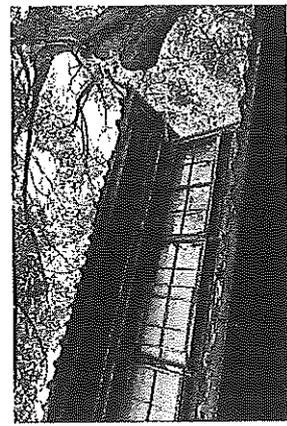
## 事業内容

文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する。

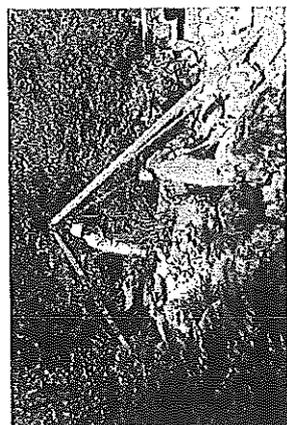
- 補助事業者： 地域計画等を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画等に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）

### (1) 国登録文化財の機能維持

地域の核（シンボル）となっている国登録文化財について、活用に必要な機能維持（修理、整備）を支援する。



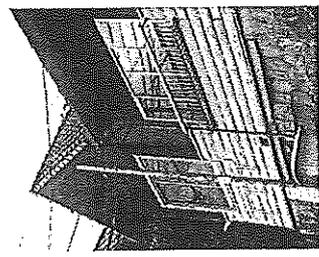
地域のシンボルとなっている文化財建造物の修理



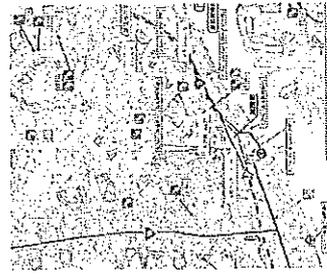
地域の名所となっている記念物の整備

### (2) 文化財の保存・活用を行う団体への取組支援

文化財の保存・活用の担い手として、地域で活動する民間の団体を位置づけ、所有者、行政、民間の連携を支援する。



空き家バンクの運営



文化財周辺のハザードマップ作成

明石市文化財保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明石市内に存する文化財の改修、修繕、管理その他文化財の保護に関する事業に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定。以下「国要項」という。）第3項第1号ア及び同項第2号アに規定する事業
- (2) 兵庫県教育委員会補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）別表第1に規定する県指定文化財修理防災施設等事業及び県登録文化財修理防災施設等事業
- (3) 別表第1の左欄に掲げる指定文化財（明石市文化財保護条例（昭和41年条例第30号）第3条第1項に規定する指定文化財をいう。）の区分に応じ、同表の中欄に定める事業
- (4) 地域で活動する民間団体が行う別表第2に規定する事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる事業 国要項に規定する補助金の交付の決定又は内示を受けたもの
- (2) 前条第2号に掲げる事業 県要綱に規定する補助金の交付の決定又は内示を受けたもの
- (3) 前条第3号に掲げる事業 明石市文化財保護条例第8条第1項に規定する所有者等
- (4) 前条第4号に掲げる事業 別表第2に規定する事業を行う団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 国要項第4項に規定する経費
- (2) 第2条第2号に掲げる事業 県要綱別表第1に規定する補助事業の対象となる経費
- (3) 第2条第3号に掲げる事業 別表第1の中欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める経費
- (4) 第2条第4号に掲げる事業 文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項（平成31年4月1日文化庁長官決定）別表に規定する補助事業の対象となる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 補助対象経費の額（国又は兵庫県による補助がある場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助額を控除した額）に2分の1を乗じて得た額
- (2) 第2条第2号に掲げる事業 県要綱に基づき兵庫県が交付した補助金の額と同額
- (3) 第2条第3号に掲げる事業 次のア又はイに掲げる事業の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 別表第1の中欄に掲げる伝承者の養成、資料の収集・整理・記録作成（以下「伝承者養成等事業」という。） 年額4万円又は伝承者養成等事業に係る補助対象経費の額のいずれか少ない額。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

イ アに掲げる事業以外の事業 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

- (4) 第2条第4号に掲げる事業 補助対象経費の額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に、補助事業収支予算書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を

	防災施設等保守点検	防災施設保守点検等に要する経費
無形文化財	伝承者の養成、資料の収集・整理・記録作成	伝承者の養成のための講習会等開催経費、資料収集整理経費、記録作成経費、事務経費
民俗文化財	保存のために必要な修理工事、災害復旧工事	修理工事経費その他の工事経費、設計料、監理料、事務経費
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備、防盜防犯設備等）設置工事、鳥虫害防除工事、災害復旧工事	防災工事経費その他の工事経費、設計料、監理料、事務経費
	伝承者の養成、資料の収集・整理・記録作成	伝承者の養成のための講習会等開催経費、資料収集整理経費、記録作成経費、事務経費
	耐火構造である収蔵施設設置工事（増改築を含む。）、温湿度調整設備設置工事	施設、設備設置工事経費、附帯工事経費、設計料、監理料、事務経費
	防災施設等保守点検	防災施設保守点検等に要する経費
記念物	保存のために必要な復旧工事、環境整備工事、管理に必要な施設の設置工事、災害復旧工事	復旧・整備工事経費、施設設置工事経費、その他の工事経費、設計料、監理料、事務経費
	防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備等）設置工事、災害復旧工事	防災工事経費その他の工事経費、設計料、監理料、事務経費
	保護増殖施設の設置工事、病虫害駆除、施肥、樹勢回復等	保護増殖施設工事経費、保護増殖設備経費、病虫害駆除経費、施肥等経費、設計料、監理料、事務経費
	防災施設等保守点検	防災施設保守点検等に要する経費

別表第2（第2条、第3条、第4号、第5号関係）

補助対象事業	民間団体が行う文化財保護にかかるとする事業のうち、第4条第4項の経費が500,000円以上のもの	歴史文化遺産の調査・研究
		歴史文化遺産を担う人材育成（後継者養成）
		歴史文化遺産の保存
		歴史文化遺産の活用（普及啓発・情報発信）
補助対象者	歴史文化遺産の保存と活用を支援しようとする団体	政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
		特定非営利活動促進法及びその他法令に基づく団体においては、法令等で定められた報告等が所管庁等に適切に行われていること。また、法令等によらない団体においては、組織が明確であり、運営が適切に行われていること。
		暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する団体でないこと。

補助対象経費	歴史文化遺産の調査にかかる経費	文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）国庫補助要項（平成31年4月1日文化庁長官決定）別表に規定する補助事業の対象となる経費
	歴史文化遺産を担う人材育成にかかる経費	
	歴史文化遺産の保存にかかる経費	
	歴史文化遺産の活用にかかる経費	
補助金の額	補助対象経費の額	

歴史文化遺産とは、「明石市文化財保存活用地域計画」の第2章表2-2 明石市指定等文化財、及び参考資料1 未指定の文化財一覧に記載されている文化財をいう。

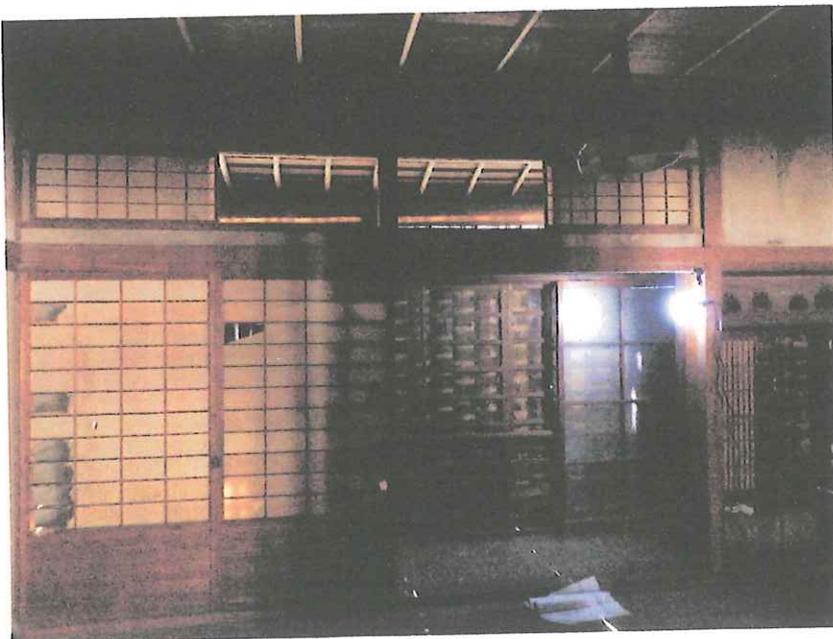
2023年4月1日施行



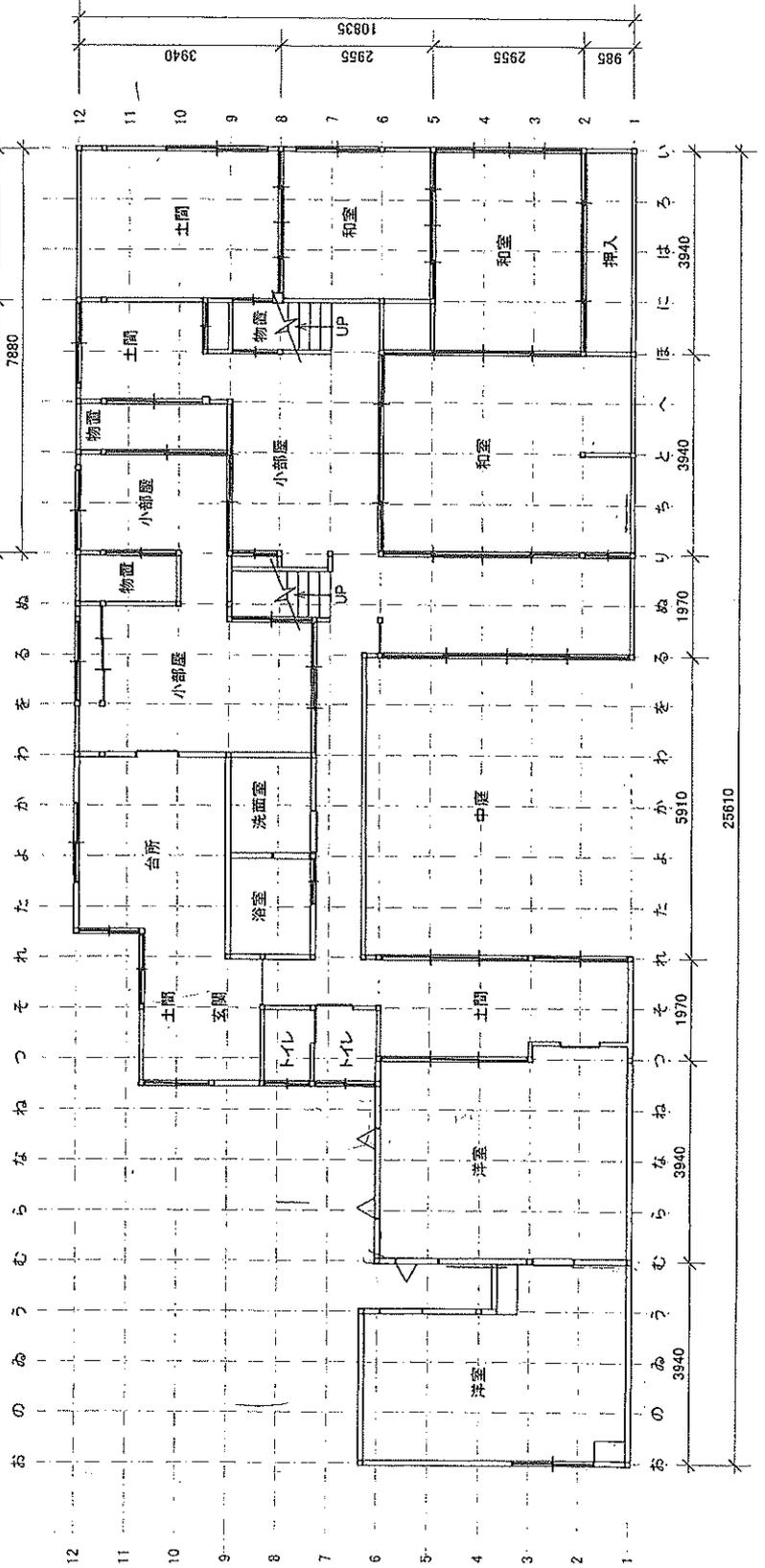
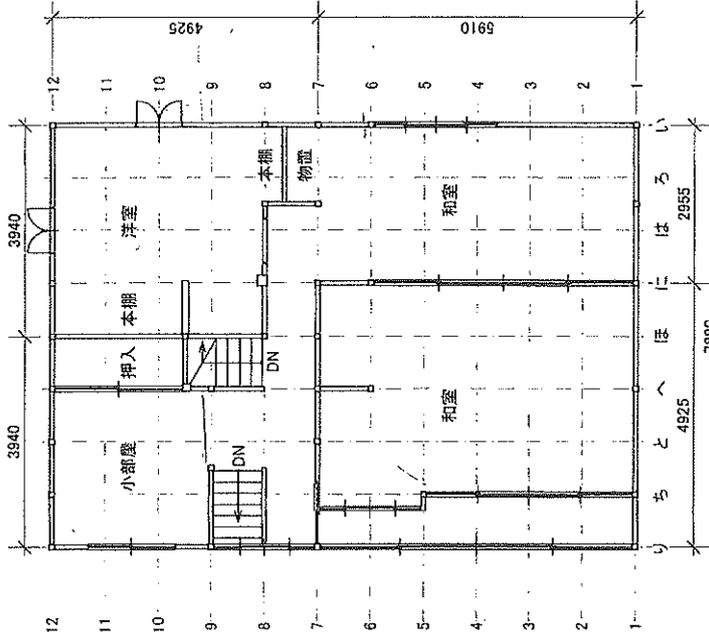
材木町安藤家北西から



材木町安藤家西南から



材木町安藤家内部



事業名	明石市歴史遺産調査及び活用事業												工事期間	着手 交付決定日以降 完了 令和 6 年 3 月 31 日											
工 期		令和 5 年度																							
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
工事名					準備	調査			まち歩き会	再調査		編集	印刷												
街並み地域マップの制作																									
歴史遺産（材木町の家）の活用					事務局・会議	展示会			展示会	事務局・会議															
明石型生船の展示・街並みマップの展示					準備	展示会片付け																			
古民家の活用の展示・街並みマップの展示								準備	展示会片付け																

(3) 文化財標柱の設置について



旧波門崎燈籠堂



中崎遊園地 ラヂオ塔



魚住城跡看板



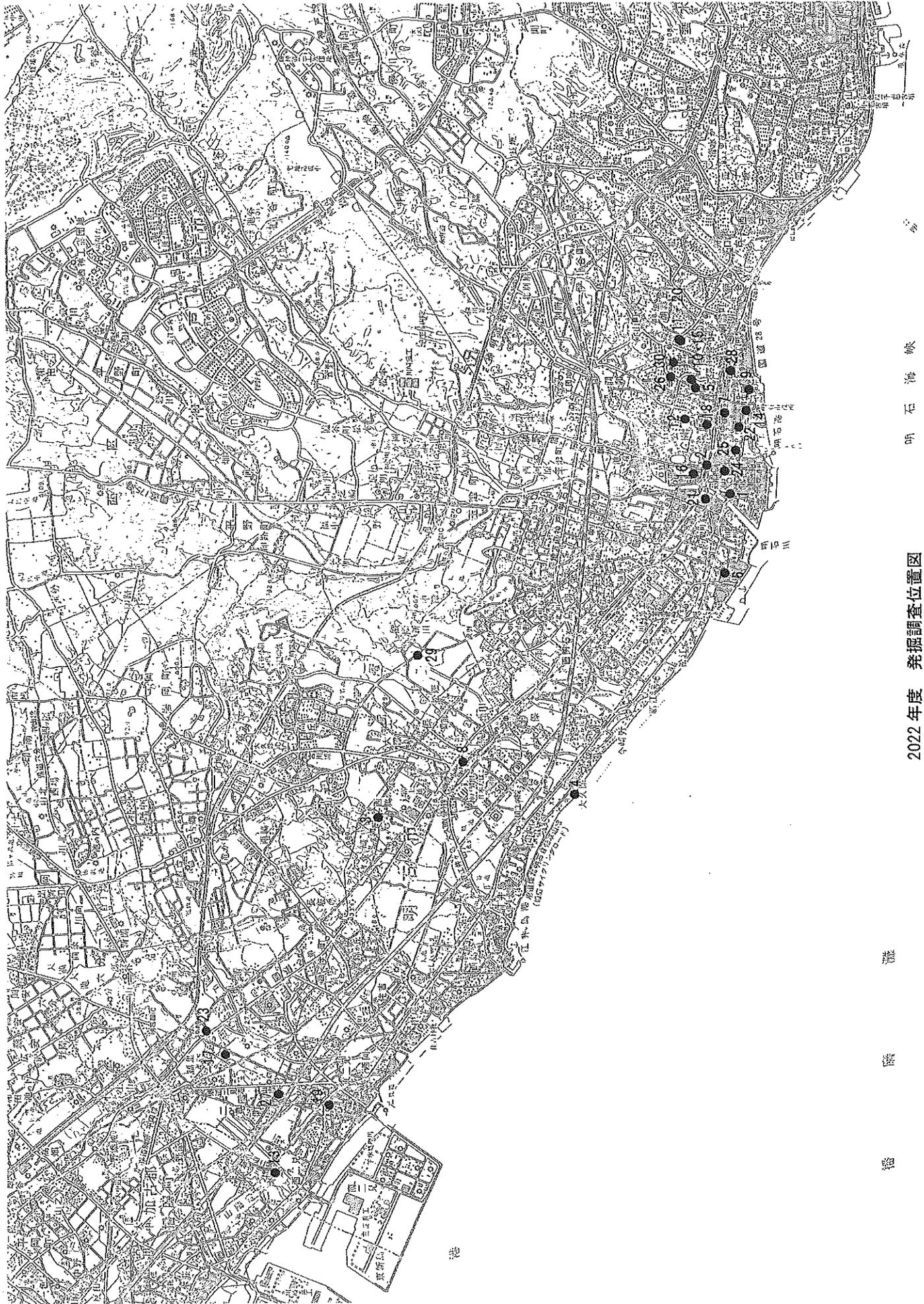
(4)2022年度埋蔵文化財発掘調査事業について

2022年度埋蔵文化財調査一覧

No.	遺跡名	所在地	事業名	開発面積(m <sup>2</sup> )	調査面積(m <sup>2</sup> )	調査期間	国庫
1	明石城下町町屋跡 樽屋町 第18地点 (TM18-2)	樽屋町16番13	住宅建設	47	29	令和4年4月19日 ～5月2日	
2	明石城武家屋敷跡 大明石町 第43地点 (OA43-3)	大明石町2丁目1323番4	駐車場造成	37.00	13	令和4年4月21日 ～5月18日	○
3	宮ノ前遺跡 第5地点 (MM5-2)	大久保町西脇字江ノ上459-1 他	宅地造成	915.66	218	令和4年4月25日 ～5月26日	
4	八木遺跡 第3地点 (YG3-2)	大久保町八木玄慶83番3 他	宅地造成	2481.18	84	令和4年5月10日 ～5月19日	
5	太寺庵寺 第31地点 (TD31-2)	太寺3丁目3326-14他9番	個人住宅	305.39	82	令和4年5月10日 ～5月20日	○
6	船上城跡 第20地点 (FN20-2)	林2丁目1126番1及び1127番	個人住宅	161.77	67	令和4年5月18日 ～6月2日	○
7	明石城武家屋敷跡 東仲ノ町 第20地点 (HN20-2)	東仲ノ町3-41(地番1076-5、-7)	個人住宅	170	135	令和4年6月2日 ～7月4日	
8	大畑遺跡 (OHT1-2)	大久保町大畑字大畑555番2、556番、 557番1	集合住宅	1609	320	令和4年6月6日 ～6月28日	
9	明石城下町町屋跡 相生町 第8地点 (AI8-2)	相生町1丁目64番1	共同住宅	1614.79	733	令和4年8月1日 ～10月24日	
10	太寺庵寺 第32地点 (TD32-2)	太寺1丁目128番4	個人住宅	218.45	56 67	令和4年8月2日 ～8月24日	○
11	東野町遺跡 第4地点 (HG5-2)	東野町1950-1、1952、1953-1、1954	集合住宅	4009	1612	令和4年8月16日 ～11月18日	
12	上ノ丸2丁目113-2 (UM22-2)	上ノ丸2丁目113-2	個人住宅	52.0	10	令和4年8月22日 ～8月30日	○
13	末々池ノ内遺跡 第1地点 (SUE1-2)	二見町西二見駅前四丁目38番2	介護付有料 老人ホーム	1402	645	令和4年10月11日 ～11月9日	
14	明石城下町町屋跡 相生町 第9地点 (AI9-2)	相生町2丁目7-13	共同住宅	211.35	170	2022年10月19日 ～11月18日	
15	太寺庵寺 第32地点 (TD32-3)	太寺1丁目128番2	個人住宅	214.71	76 70	令和4年10月26日 ～11月22日	○
16	明石城武家屋敷跡 茶園場町 第3地点 (SA3-2)	茶園場町1755番5、1754番3	個人住宅	79.56	170	2022年10月27日 ～11月5日	○
17	前山遺跡 第1地点 (MA1-2)	二見町福里字前山347番8外3築、里 道、水路	宅地造成	2,935.72	290	令和4年11月7日 ～12月12日	
18	明石城武家屋敷跡 山下町第29地点 (YM29-2)	山下町121ほか地内 (市立明石小学校前の道路)	雨水管敷設	118.8	118.8	2022年11月7日 ～11月25日	
19	芝池ノ下遺跡 第1地点 (SB1-2)	二見町東二見字芝池ノ下899番の一部 他	宅地造成	2,578.45	117	令和4年11月30日 ～12月9日	
20	東野町遺跡 第5地点 (HG6-2)	東野町1939番、1940番、1941番1、1941番2、 1942番2、1963番2の一部、1963番2地先里道 の一部	宅地造成	1062.49	350	令和4年12月12日 ～2月21日	
21	明石城武家屋敷跡 西新町 第7地点 (NS7-2)	西新町二丁目1番5の一部	集合住宅	462.65	267	令和4年12月19日 ～令和5年1月28日	
22	明石城下町町屋跡 鍛冶屋町 第5地点 (KJ5-2)	鍛冶屋町28、29-1	住宅建設	324.91	202	令和5年1月5日 ～2月21日	
23	清水西遺跡 第1地点 (SZW 1-3)	魚住町清水字田代2048番1他3番	宅地造成	1587.01	532 93	令和5年1月30日 ～4月10日	○
24	明石城武家屋敷跡 樽屋町 第19地点 (TM19-2)	樽屋町1番4の一部	事務所付き 共同住宅	676.94	412	令和5年2月6日 ～3月31日	
25	明石城下町町屋跡 本町 第22地点 (HO22-2)	本町1丁目10-6、-8、-9	共同住宅	282.76	84	令和5年2月9日 ～3月7日	
26	太寺(TD33-2)	太寺2丁目107番	確認調査	209.62	55	令和5年2月20日 ～3月3日	○
27	荒内遺跡(AU1-2)	二見町東二見字荒内1101-3 他	店舗	6885.82	235	令和5年2月27日 ～3月20日	
28	大蔵天神	大蔵天神町2番	確認調査	32	32	令和5年3月6日 ～3月28日	○
29	松陰新田遺跡(MKS1-2)	大久保町松陰新田地内	道路新設工 事	8100.00	2,101	令和5年3月13日 ～5月12日	
30	太寺庵寺 第34地点 (TD34-2)	太寺大野町2686番3及び2686番17	個人住宅	176.91	85	令和5年3月13日 ～3月24日	○

合計 37901 9,531

試掘調査 52  
確認調査 73  
合計 125



2022年度発掘調査位置図

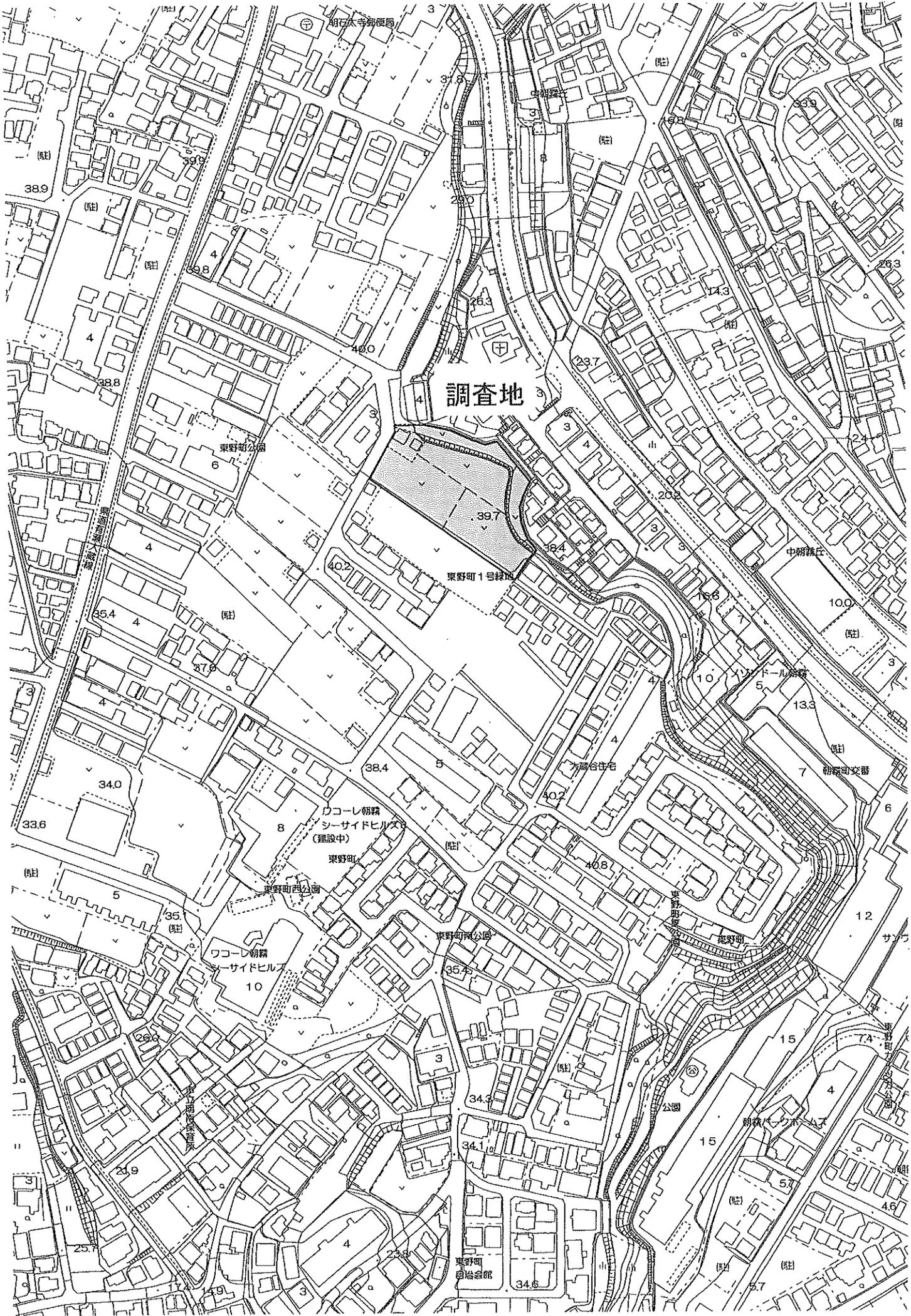
磯 臨 磯

## 東野町遺跡 第5地点 発掘調査実績報告

- 1 所在地 明石市東野町 1950-1、1952、1953-1、1954
- 2 開発事業名 集合住宅建設工事
- 3 事業者名 穴吹興産株式会社
- 4 調査主体 明石市
- 5 調査担当者 稲原 昭嘉 ・ 谷川 真基
- 6 調査の種別 発掘調査
- 7 調査期間 令和 4 年 8 月 16 日～ 11 月 18 日
- 8 調査面積 約 1612 m<sup>2</sup>
- 9 調査概要

調査地は標高約 40m に位置し、東側を流れる朝霧川に向かう北西から南東方向の谷に面した台地の縁辺に立地する。古代から中世の集落跡である東野町遺跡から約 50m 北に位置しており、当該地にも同様の遺跡が広がる可能性が考えられた。調査では竪穴住居跡が 2 棟検出された。斜面上方の段丘端部で見つかった住居は、5.7×5.8m の隅丸方形を呈する。壁面に被熱痕跡が見られ、埋土内にも大量の炭や炭化材、焼土が含まれており、焼失住居であると考えられる。住居内は外周部分に幅約 70cm、高さ約 10cm の一段高い段が巡っており、段の内側の四隅に柱穴が設けられている。柱穴の直径は 30~40cm で、床面からの深さは約 50~60cm である。床面の中央には円形の土坑と長方形の浅い土坑が並んで検出されている。円形の土坑は直径約 60cm、深さ約 30cm で、長方形の土坑は 90×40cm、深さ約 10cm の規模をもつ。このような炉の形態は 10 型土坑と呼ばれ、弥生時代中期には播磨地域一帯と一部北摂地域（三田盆地）で確認されている。しかし、弥生時代後期にはその分布が西播磨から北播磨周辺へと範囲を狭め、加古川下流域から明石川流域の東播磨では確認されていなかったが、今回の調査で弥生時代後期後葉の時期にも東播磨に 10 型土坑をもつ住居跡が存在することがわかった。外周の段上では住居の四隅に土器が集中的に出土する部分が存在している。住居の北西側では甕、高杯、鉢、壺などが見付き、北東側では小型の鉢が複数検出された。実際に使用された状態のまま、住居が焼け落ちたものと考えられる。出土した遺物から、弥生時代後期後葉から終末期ごろの遺構と考えられる。他の 1 棟は斜面の中腹部で見付き、斜面下方は流失しており不明であるが、現存しているのは約 4m で隅丸方形あるいは隅丸長形状を呈するとみられる。主軸方位は N-25° -W で斜面側を削り込んで作られた立ち上がりが存在し、その裾に幅 20~30cm、深さ約 5cm の溝が巡っている。中央部分は周辺よりやや低く、中央東寄りには柱穴が見られる。炉跡などの中央土坑は検出されておらず、残存状態はあまりよくないが、竪穴住居と見られ、柱穴の位置などから 2 本の柱により屋根を支える形態と考えられる。埋土内からは甕や鉢などが出土している。出土した遺物の時期から弥生時代後期後葉から終末期ごろの建物と考えられる。

今回の調査の主要な成果としては、弥生時代後期後葉の竪穴式住居跡が確認されたことである。住居跡は北東方向に下る斜面の肩付近に立地しており、北側にのびる谷筋や朝霧川上流方向への眺望が開けている。平野部との比高差は約 30m で水田耕作に適した立地とは言えず、水源にも乏しいと考えられ、いわゆる高地性集落といえる。東野町遺跡で見つかった住居は播磨地域に特徴的な 10 型土坑を有しており、播磨地域との関連が伺える。その分布の問題や周辺集落との関係性を考察する上での貴重な資料となった。

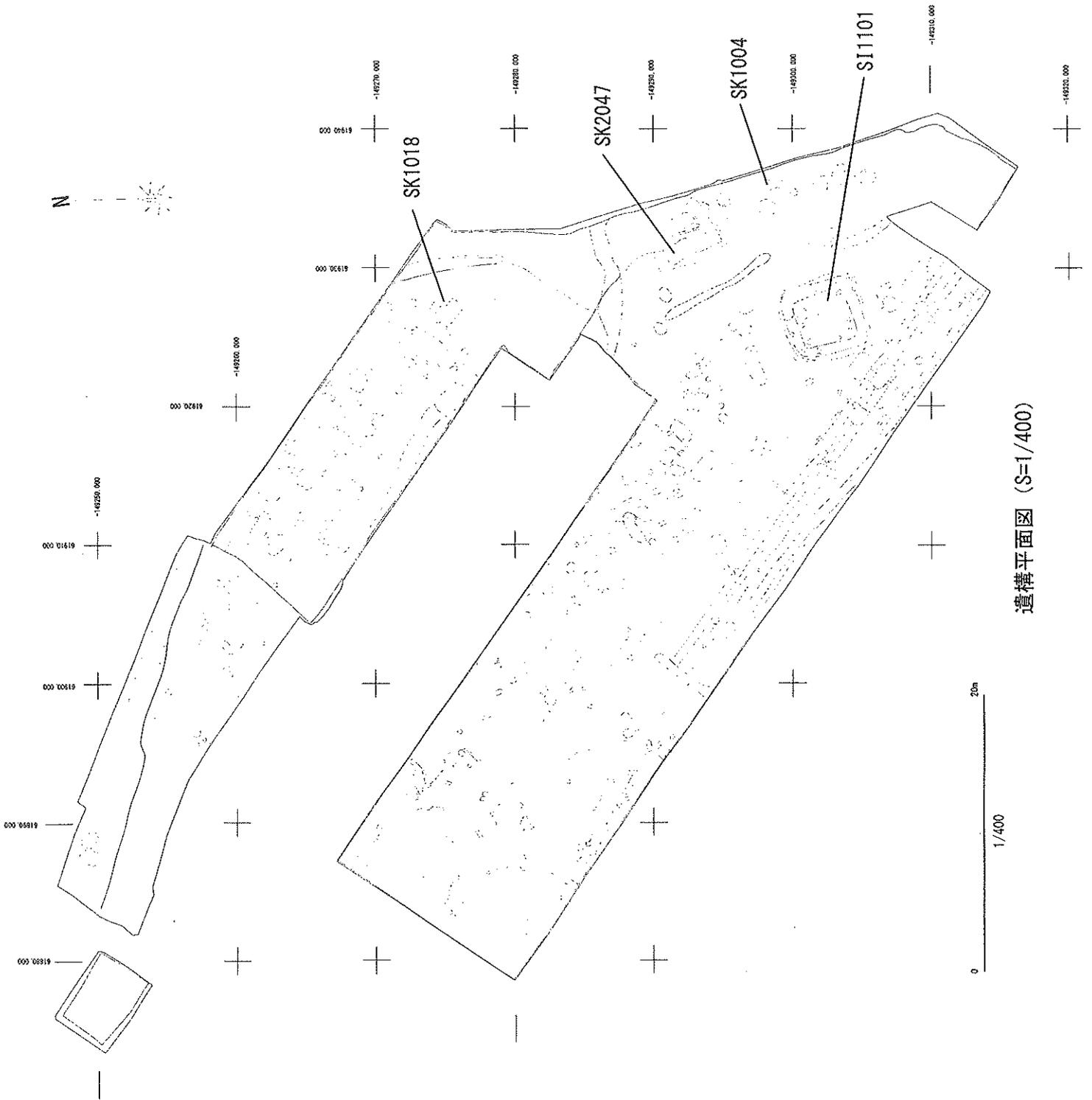


調査地

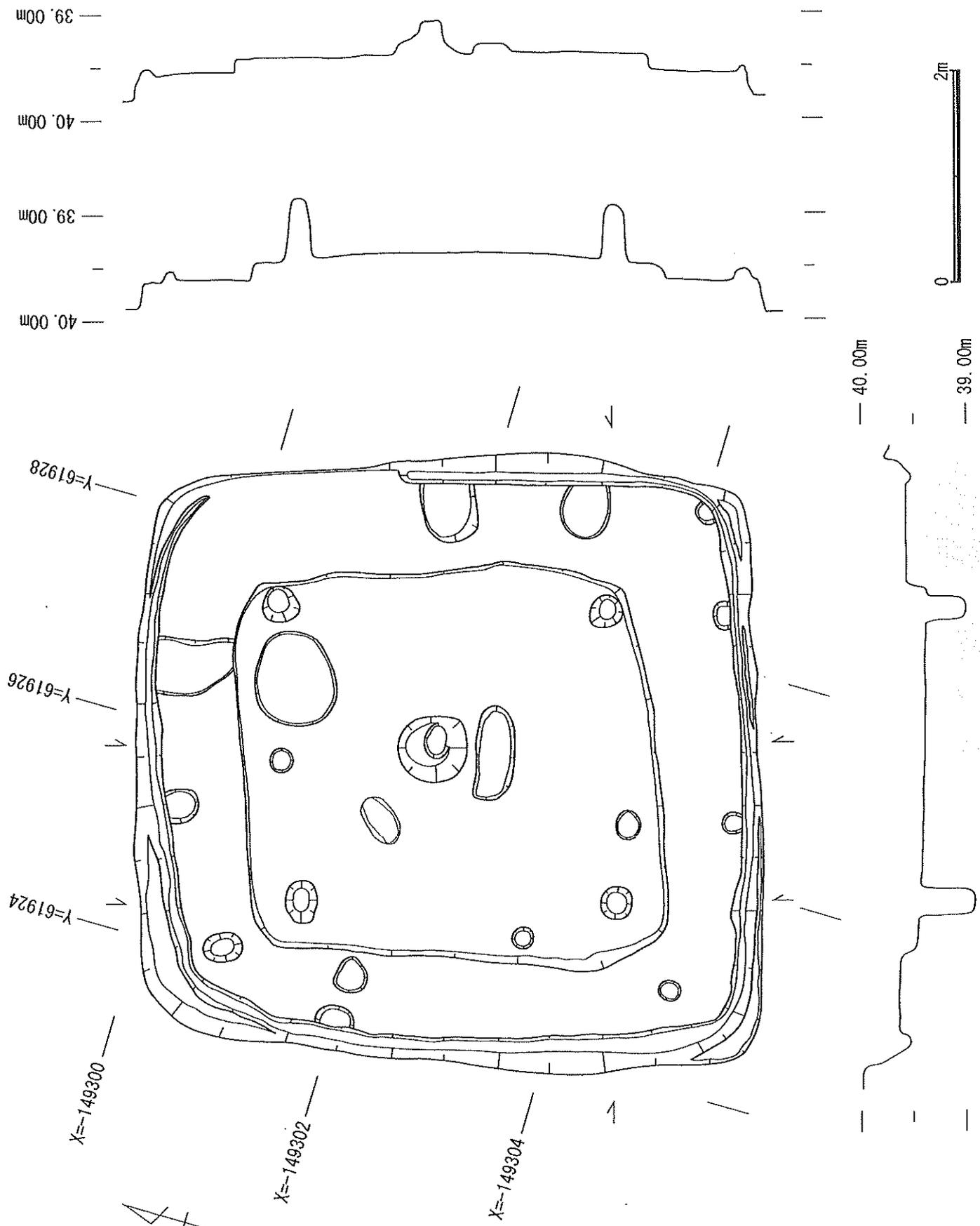
東野町1号緑地

ココーレ朝霧  
シーサイドビルズ  
(願設中)

ココーレ朝霧  
シーサイドビルズ



遺構平面図 (S=1/400)



II区 SI1101 遺構平面図 (S=1/50)



竪穴住居跡遠景  
(北から)



SI1101 完掘状況  
(南から)



SI1101  
遺物出土状況  
(南から)

# 清水西遺跡第1次発掘調査実績報告

- 1 所在地 明石市魚住町清水字田代 2048 番 1 他 3 筆
- 2 開発事業名 宅地造成工事
- 3 事業者名 株式会社みなと住建
- 4 調査主体 明石市
- 5 調査担当者 稲原 昭嘉 ・ 竹本 周
- 6 調査の種別 発掘調査
- 7 調査期間 2023 年 1 月 30 日～ 4 月 10 日
- 8 調査面積 約 532 m<sup>2</sup>
- 9 調査概要

今回の調査では調査区全体で 280 基余りの土坑、柱穴、溝等の遺構を検出した。

調査区北側では不定形の溝状遺構を検出した。遺構の肩には焼土が帯状に入り、埋土にも炭化物や焼土が含まれる。また埋土上面では多数の土師器や須恵器、瓦が出土した。なかには播磨国府系瓦の一つである古大内式軒平瓦も含まれていた。

また 8 基の掘立柱建物跡も確認された。掘立柱建物跡は、おおよそ正方位に軸をもつ 3 棟と、古代山陽道に平行の軸をもつ 5 棟に分けられる。

正方位に軸を持つ掘立柱建物跡は南北方向に長軸をもち、直径 40～80 cm の柱穴が 1.3～2.5m の間隔で並ぶ。柱穴の平面は円形のものと同丸方形のものがある。総柱建物も検出した。

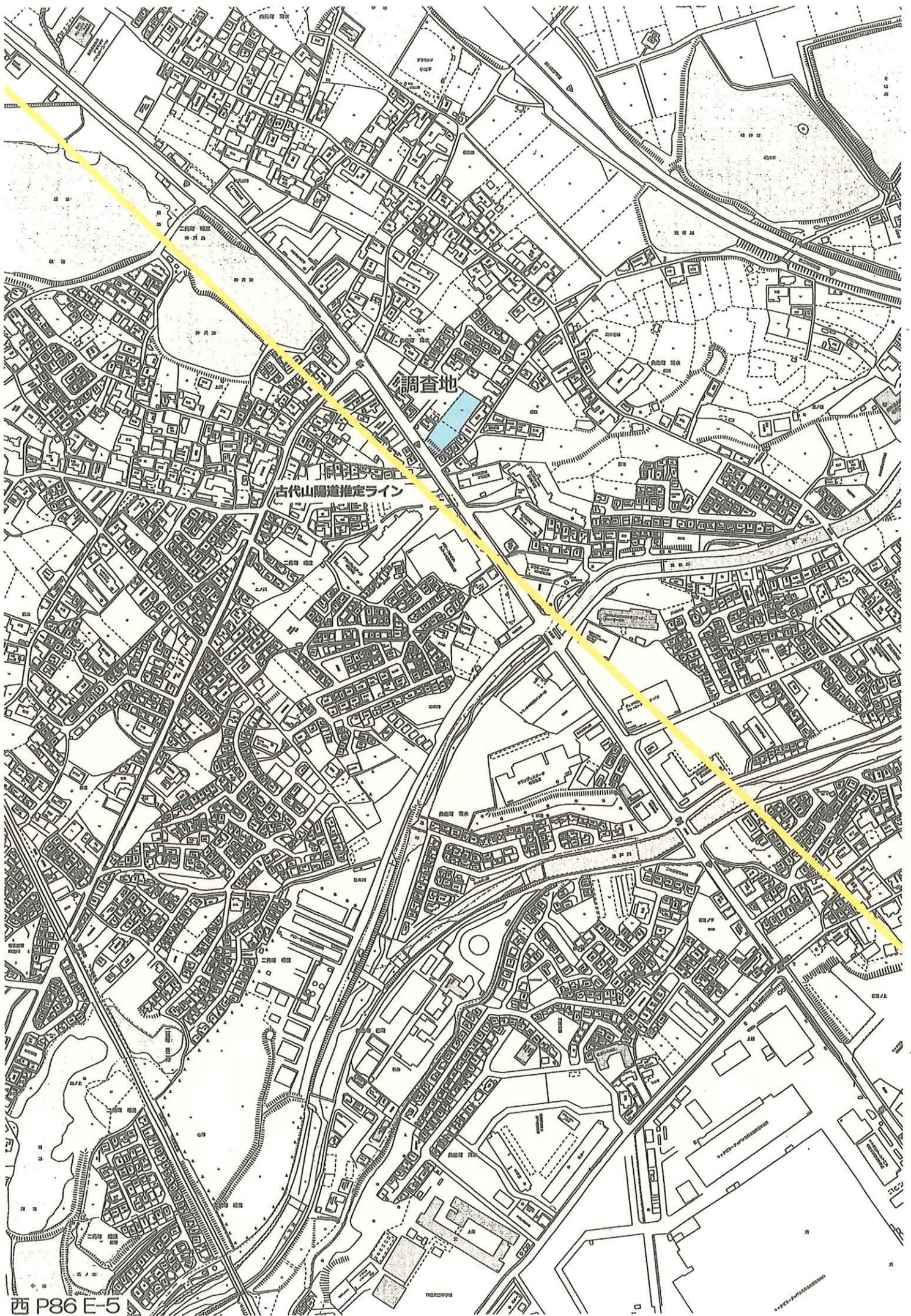
古代山陽道に平行の軸をもつ掘立柱建物跡の規模は大小様々であり、中には廂をもつ大型建物の可能性が考えられるものも検出した。

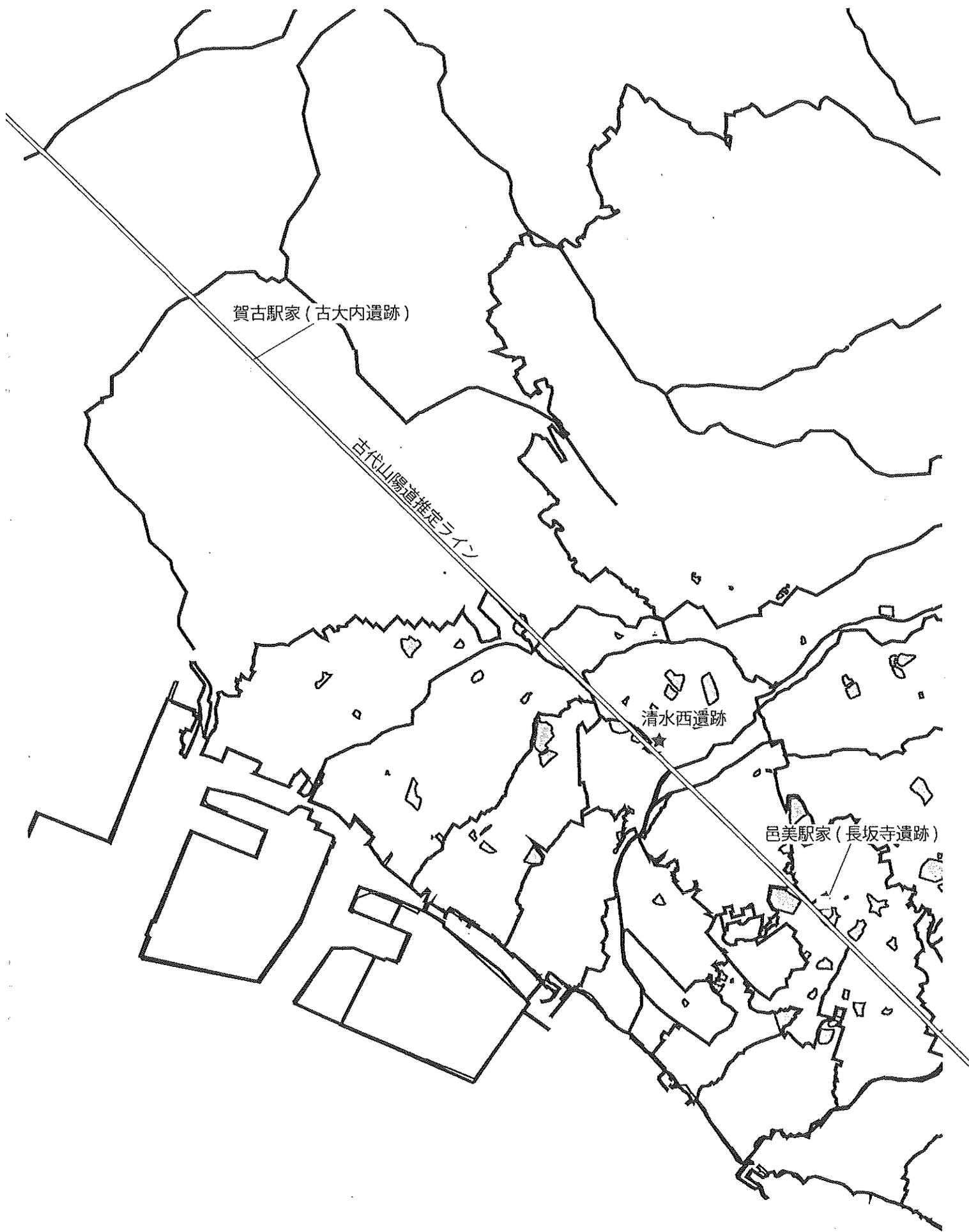
柱穴からの出土遺物が少なく、正確な時期差は明らかではないものの、柱穴同士の切り合い関係や、正方位に軸をもつ掘立柱建物が古代山陽道に並行して延びる溝に切られていることから、正方位に軸をもつ掘立柱建物が古代山陽道に平行の軸をもつ掘立柱建物に先行するとみられる。

遺物は 7 世紀末～9 世紀中頃の須恵器碗・蓋、土師器杯・碗・皿、瓦、漁労具等が出土している。出土遺物の特徴として瓦が多数出土していることが挙げられる。このことから官衙関連施設と関係する瓦葺きの建物があったとみられる。一方で日常雑器である土師器も多く出土しており、駅家とは若干距離があるものの、これに付随する駅戸集落であった可能性が考えられる。同様の駅戸集落の事例としては加古川市の坂元遺跡がある。坂元遺跡でも正方位に軸をもつ掘立柱建物が古代山陽道に平行の軸をもつ掘立柱建物に先行しており、8 世紀後半に山陽道と同じ方向になったとみられる。

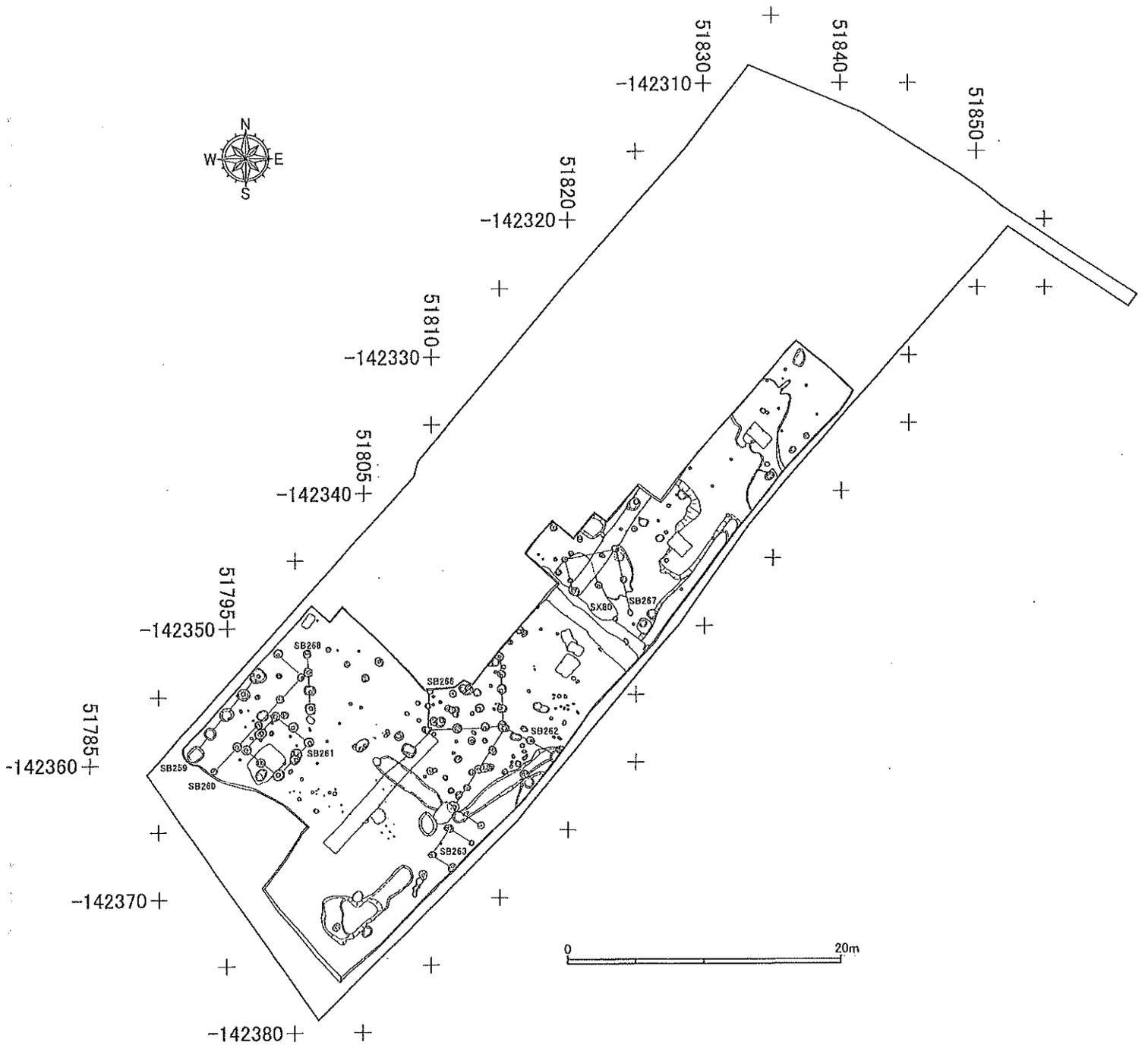
調査地から古代山陽道沿いに南東約 2.3km 地点には邑美駅家と仮定される長坂寺遺跡が存在する。調査地でも長坂寺遺跡と同様の播磨国府系瓦が出土しており、邑美駅家で働いていた駅子の集落であった可能性が考えられる。しかしながら、調査地は瀬戸川の西岸、加古郡内に位置しており、群境をまたいで明石郡内にある邑美駅家に通っていたかは疑問が残る。調査地周辺は瀬戸川西岸の段丘となっており、また、古代山陽道と南北に走る道が交差する辻であったとみられ、段丘を中心に集落が広がっていた可能性が考えられる。今回の調査地と長坂寺遺跡周辺での過去の調査事例は少なく、これからの調査によって遺跡の広がりを明らかにすることが今後の課題といえる。

今回の調査は古代山陽道沿いの様相を復元し、今後の課題を確認する上で重要な資料となった。





駅家と清水西遺跡の位置関係 (S=1/50000)



清水西遺跡遺構平面図 (S=1/300)



SB259、260、261、268 完掘状況(北東から撮影)



SX80 遺物出土状況(北西から撮影)



SX80 古大内式軒平瓦出土状況(北東から撮影)



SB262、SB263 完掘状況(北東から撮影)



SB266 完掘状況(南から撮影)



SX172 飯蛸壺出土状況(北西から撮影)

(5) 魚住文化財収蔵庫の展示公開について

2023年3月完成

軽量鉄骨ブレース構造

延床面積 1386 m<sup>2</sup>

室別面積 展示室 147 m<sup>2</sup>、収蔵室 1126 m<sup>2</sup>、作業室 73 m<sup>2</sup>、その他

第1回展示 2022年7月22日(金)～8月31日(水)

「明石西部の宝物」

高丘窯鴟尾、幣塚古墳埴輪、寺山古墳馬形埴輪、魚住古窯跡須恵器

来場者 224名

第2回展示 2023年1月11日(水)～2月18日(土)

「清水の米づくりと祭礼」

唐箕、オクワハン衣装

来場者 186名

第3回展示 2023年5月16日(火)～6月24日(土)

「明石の瓦」

林崎三本松窯瓦、報恩寺瓦、近・現代瓦、瓦造り道具

来場者 155名

第4回展示 2023年7月20日(木)～9月2日(土)

「化石展」

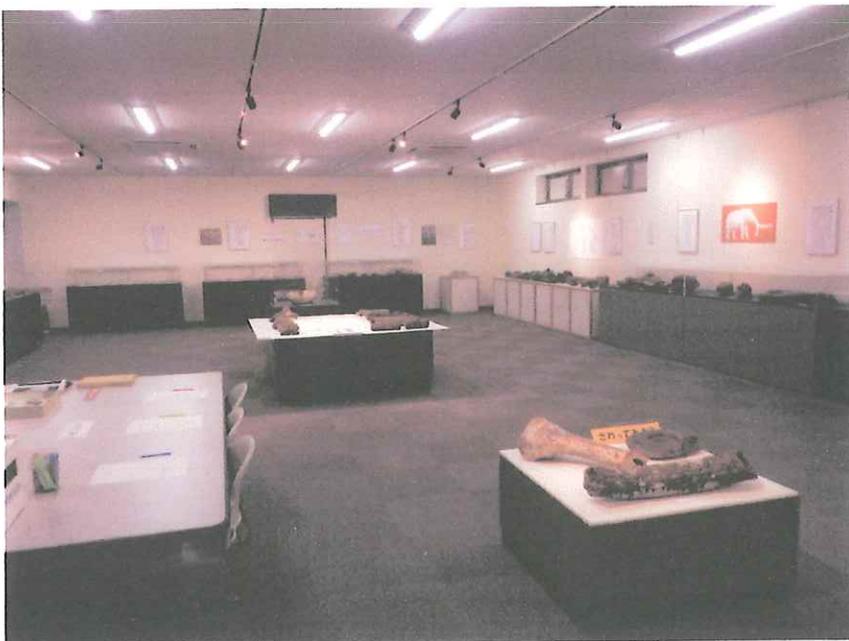
アケボノゾウ、ナウマンゾウ、神戸層群植物化石、海外化石



魚住文化財収蔵庫外観



明石の瓦展開催風景



化石展開催風景